

まちづくり基本条例に基づく令和2年度以降の取組

関係条項	市民検討委員会の提言(H28.8月)	取組の考え方(H28.11月公表)	NO.	主管課	今後の取組方向と実施例 (■は取組方向、【 】内は実施例)	令和2年度の取り組み		令和3年度の取り組み予定
						取り組み実績の具体的内容	取り組み上の問題点・改善点	取り組み予定の具体的内容
<ul style="list-style-type: none"> 第1条 -目的 第2条 -定義 第3条 -位置づけ 第4条 -市民の権利責務 第5条 -市長の責務 第6条 -市職員の責務 	市民のまちづくりへの参加意識を高めるため、基本条例の周知に取り組む必要があります。	まちづくり基本条例の理念の浸透を図るため、条例の周知に努めます。	1	企画課	<ul style="list-style-type: none"> ■市民に対する条例の周知【パブリックコメントなどを実施する際に、基本条例に基づく取組であることを明記する】 【ホームページのレイアウトを見直すなど、より分かりやすい情報提供を図る】 ■市職員に対する条例の周知【職員研修などを通じて基本条例の理念の周知を図る】 	<ul style="list-style-type: none"> ・帯広市まちづくり基本条例に関わる取り組み状況(条例の推進、市民意見聴取の実施)について、前年度の取り組みや当該年度の実施予定を取りまとめ、ホームページでの公開及び庁内各課へ情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に対する周知は、ホームページにおいて実施したが、より分かりやすい情報発信の検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、ホームページを使用した周知を実施するほか、SNSの活用を含め、より分かりやすい周知内容の検討に取り組む。 ・初級(二年次及び三年次)職員研修において、研修受講職員にまちづくり基本条例の周知を行う。
	市民一人ひとりの事情は様々であり、市は、全ての市民が同じようにまちづくりに参画できるわけではないことにも配慮しながら協働のまちづくりを進める必要があります。	市民一人ひとりがそれぞれの実情に応じて、可能な範囲でまちづくりに参加することのできる、多様な参加機会づくりを進めます。	※No.5で整理	2	企画課			
<ul style="list-style-type: none"> 第7条 -参加機会の充実 	参加機会は多くありますが、機会があることが市民に十分認知されておらず、周知方法のさらなる工夫が必要です。	広報紙やホームページ、SNSなど様々な媒体の長所を生かしながら、必要な情報が市民に届くよう、周知方法などの工夫に努めます。	3	広報広聴課	※No.13で整理			
	参加機会の提供にあたっては、年齢や性別、障害の有無等に関わらず、幅広く参加できるよう配慮が必要です。	まちづくりへの関わり方に世代や性別で差が生じないよう、女性や若年者などの参加を促進するほか、参加機会の充実にあたっては、高齢者や障害のある人に配慮します。	※No.13で整理	4	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ■女性や若者の参加促進【審議会等における女性委員や青年層委員などの登用促進】 	<ul style="list-style-type: none"> ・例年8月に実施している附属機関の実態調査を実施し、指針に基づいて附属機関の運営が行われているか、現状把握に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会における委員の選出について、女性割合は31.5%、青年層の割合は26.5%となっている(令和2年8月1日現在)。女性や若年者のまちづくりへの参加促進に向けて指針の周知など継続的に取り組んでいく必要がある。
			5	企画課	<ul style="list-style-type: none"> ■多様な参加機会の提供【「市民意見聴取推進の基本的事項」に基づき、アンケートやパブリックコメントなど、幅広く様々な形で市民がまちづくりに参加することのできる機会を確保する】 	<ul style="list-style-type: none"> ・一つの案件に対して、アンケートやパブリックコメント、意見交換会など、複数の方法により、市民が参加できる機会を提供した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な参加機会の提供について、より効果的な手法の検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な参加機会のより効果的な提供方法について、検討を進める。
<ul style="list-style-type: none"> 第8条 -協働の推進 第9条 -コミュニティ活動 	市民協働の活動事例は増加していますが、市民協働の取組を支援する制度のより一層の周知、活用促進などにより、協働の取組をさらに広げることが必要です。	市民が主体となった多様な市民協働の取組を促進するため、市民協働の取組を支援する制度について、より効果的な周知に取り組めます。	6	市民活動課	<ul style="list-style-type: none"> ■市民提案型協働のまちづくり支援事業の効果的な周知【協働事例や市民活動団体情報を集約的に発信するほか、市民提案型協働のまちづくり支援事業についてプレゼンや事業報告会を公開する】 【市民活動団体等への周知強化】 【ホームページや広報紙を通じた情報発信】 	<ul style="list-style-type: none"> ・SNSを活用するなど、市民提案型協働のまちづくり支援事業について幅広く周知を行いながら、プレゼン及び事業報告会を実施。 ・広報おびひろに市民提案型協働のまちづくり支援事業にかかわる一般記事を掲載。(R2.8月号) ・市ホームページを活用し、協働事例や市民活動団体情報を集約的に発信。 ・様々な機会を通じ、市民協働のまちづくり「協働・連携ハンドブック」の周知啓発を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動団体に関する情報の効果的な発信が必要。 ・市民協働の取り組みの輪を広げたいため、市民活動団体同士や市関係課との更なるつながりが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、各種媒体を活用するなど、市民提案型協働のまちづくり支援事業の周知に努め、多くの市民の参加につなげていく。 ・市ホームページの活用を通して市民活動団体の取り組みの周知を進めるとともに、掲載内容の充実に取り組む。 ・市民活動団体による市民協働の取り組みを推進するため、市民提案型協働のまちづくり支援事業の仕組みの見直しを行う。
	地域コミュニティを活性化するためには、地域における様々な世代の市民の参加と、関係機関や団体などの連携により、これからのまちづくりを担う若い世代を地域で育てていくことが必要です。	地域ぐるみで子どもたちを応援する取組を進めるとともに、地域コミュニティの担い手の確保・育成や活動の活性化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ■活動を担う人材や組織の育成・支援【研修機会や相談体制の充実】 【転入者や各町内会、住宅管理者など、町内会未加入者への周知啓発の強化】 【アクティブシニアの具体的な活動・活躍の場の確保や提供】 【地域活動に女性や若者、子どもなどが主体的に参加できる環境づくり】 【地区連合町内会連携会議の実施地区拡大】 【町内会組織とテーマ別団体との意見交換を通じた連携強化】 ■子どもたちを地域ぐるみで応援する取組の推進【学校・家庭・地域が効果的に連携するための仕組みづくり】 	7	市民活動課	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会加入チラシを活用し、各町内会と協力しながら、転入者や町内会未加入者への周知啓発を実施。 ・市ホームページを活用し、協働事例や市民活動団体情報を集約的に発信。(再掲NO.6) ・広報おびひろに町内会活動にかかわる一般記事を掲載。(R3.4月号) ・小中学校4校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールを導入。地域における目指す子ども像等について協議。 ・コミュニティ・スクール通信を発行し、制度や取組みの周知を実施。 ・8団体が子ども学校応援地域基金の交付金を受け、学校、家庭、地域、関係団体と連携を図った特色のある事業を実施。 ・交付金を周知するため、広報おびひろの折込チラシを作成。 ・地域コーディネーター向けの研修を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会環境の変化などに伴い、地域への関心が低くなってきており、町内会活動や地域コミュニティの重要性を啓発していくことが必要。 ・町内会の負担を軽減していくためにも、多様な主体との連携・協力が必要。 ・コミュニティ・スクールの制度や趣旨について、地域への理解を深めることが必要。 ・交付金の活用促進に向けた取組が必要。 ・地域コーディネーターの育成、ボランティアの裾野拡大に向けて継続的に取り組んでいくことが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市からの依頼業務の見直しをはじめ、町内会の負担軽減に向けた検討を進める。 ・引き続き、町内会加入チラシ等を活用し、町内会の役割や重要性の啓発に取り組む。 ・市ホームページの活用を通して市民活動団体の取り組みの周知を進めるとともに、掲載内容の充実に取り組む。(再掲NO.6) ・町内会での様々な取組事例に関する情報の収集、発信を行う。 ・コミュニティ・スクールの周知用リーフレットの作成、コミュニティ・スクール通信の発行、広報おびひろ(11月号予定)の表紙にコミュニティ・スクールについて掲載。 ・コミュニティ・スクールの導入校拡大。 ・広報おびひろの折込チラシによる周知を継続し、交付金の活用促進に向け、掲載内容を検討。 ・子ども学校応援地域基金の交付金団体の募集。 ・地域コーディネーター向けの研修のほか、他自治体の取組みを調査するなどし、地域コーディネーターのより効果的な活用について検討。

まちづくり基本条例に基づく令和2年度以降の取組

関係条項	市民検討委員会の提言(H28.8月)	取組の考え方(H28.11月公表)	NO.	主管課	今後の取組方向と実施例 (■は取組方向、【 】内は実施例)	令和2年度の取組み		令和3年度の取組み予定
						取組み実績の具体的内容	取組み上の問題点・改善点	取組み予定の具体的内容
・第10条 -パブコメ制度	制度に問題はありませんが、パブリックコメントに寄せられる意見が限られているため、市民参加の必要性について引き続き伝えていくことが必要です。	市民協働のまちづくりの理念やまちづくりに関する情報などについて、引き続き幅広い市民への周知に努めます。	8	広報広聴課	※No.13で整理			
	まちづくりに自分の意見が反映されるパブリックコメント制度があることについて、周知を続けることが必要です。	パブリックコメント制度の一層の定着を図り、実効性のあるものとするため、引き続き周知に努めます。	9	広報広聴課	■制度の効果的な周知 【広報紙やホームページ、SNSなどでの周知】	・広報紙にパブリックコメントの募集案件に係る特集ページを掲載したほか、パブリックコメントの意見反映状況の一覧を掲載した。 ・パブリックコメントの募集案件の概要や期間を確認しやすいよう、ホームページのトップページにバナーを掲載した。 ・パブリックコメントに関する作業手順をイメージ図や表を用いて明確化したほか、過去のパブリックコメント実施例を紹介するなど、制度周知に努めた。	・様々な手法により周知を図ってきているが、積極的な意見提出に結びついていない状況。市が策定する計画などの案件について、市民の関心を高めていくことが必要。	・パブリックコメント制度や意見募集案件について、広報紙やホームページ、SNSのほか、広聴機会などを通して効果的な周知に努めていく。
	市民が手軽に意見を提出することのできる方法を検討するなど、パブリックコメント制度の活用を促すことが必要です。	パブリックコメント制度の活用促進に向け、意見提出の手法などについて検討します。	10	広報広聴課	■より簡易な意見提出方法の検討 【ホームページ上で、パブリックコメントの概要版(PDF)から直接意見提出するページにリンクするなど】	・ホームページ上で、パブリックコメントの概要版(PDF)に、意見提出ページのリンクを埋め込み、閲覧する人が意見を提出しやすいように努めた。	・関係者や専門家からの意見だけではなく、市民からの率直な意見なども求めていくことも必要。	・引き続き、ホームページ上でパブリックコメントの概要版(PDF)から直接意見を提出するページにリンクするなど、幅広い意見を求めやすい工夫に努めていく。
・第11条 -住民投票	公職選挙法の改正により、住民投票に関する条例の制定を請求することができる者が18歳以上まで拡大されたことを踏まえ、まちづくりに関する情報について、若い世代にも分かりやすい説明に努めることが必要です。	若い世代により一層市政に関心を持っていただけるよう、まちづくりに関する情報について、若い世代にも分かりやすい説明に努めることが必要です。	11	広報広聴課	※No.13で整理			
	住民投票制度のあり方については、あらかじめ投票の対象事項や投票資格などを定めておき、一定数の署名が集まれば住民投票を実施できる「常設型」と呼ばれる制度を定めている自治体もありますが、帯広市では、住民投票制度を有効に機能させるためには、案件ごとに、年齢など、投票資格者の要件を規定する現状の制度が望ましいと考えます。	引き続き現状の制度のもと、住民投票制度を適切に運用します。	12	企画課	■住民投票制度のあり方についての調査研究 【他自治体における実施事例や国の動向の情報収集】	・住民投票制度に関する他自治体や国の動向などについて情報収集を行った。	・現状ではなし。	・住民投票制度について、引き続き情報収集を行う。
・第12条 -情報提供 ・第13条 -情報公開 ・第14条 -説明責任	基本条例では、市民は自ら情報収集するように努めることとされていますが、一方で、市は、市民が情報を収集しやすい環境づくりを進めることも重要です。	広報紙やホームページ、SNSなど様々な媒体の長所を生かしながら、必要な情報が市民に届くよう、周知方法などの工夫に努めます。	13	広報広聴課	■情報入手手段の充実 【広報紙の設置場所の継続】 【SNSなどを活用した効果的な情報提供のあり方の検討】	・広報紙が届いていない世帯への配布を補完するため、引き続き、市内のコンビニエンスストアやスーパー、銀行、郵便局、コミセンなどへ設置した。 ・令和3年1月に市ホームページを全面リニューアルし、ウェブアクセシビリティに配慮した機能改善のほか、閲覧性や検索機能の向上を図った。 ・ホームページのトップページに、必要な情報が見やすくなるようバナーを掲載した。(新型コロナウイルス感染症対策、除雪情報など) ・令和2年3月に開設した市公式LINEアカウントにて、新型コロナウイルス感染症に関する情報発信を行った。	・広報・広聴を効果的に組み合わせ、市民参加を促進する必要がある。	・広報紙が届いていない世帯への配布を補完するため、コンビニエンスストア、スーパーなどへの広報紙の設置を継続する。 ・市ホームページの操作方法やウェブアクセシビリティに関する研修を実施し、わかりやすい情報発信について多くの職員が学ぶ機会を設ける。 ・市公式LINEアカウントにて、感染症の警戒情報のほか、セグメント配信や動画の配信に取り組む。 ・市民トークなどの市民対話事業を効果的に実施する。
市から発信されている情報量は十分ですが、必要な人に必要な情報が届くよう、より一層の工夫に努めることが必要です。また、情報通信機器を使うことのできる人とそうでない人がいることなどに配慮し、様々な媒体を用いて繰り返し情報を発信するなど、情報格差が生じないように努めることが必要です。	障害のある人でもホームページやSNSなどで提供される情報を利用しやすい環境づくりを進めるほか、情報通信機器が利用できない人へも配慮した情報発信に努めます。	■分かりやすい情報提供 【障害のある人などでもウェブで提供されている情報にアクセスし、利用できる効果的なウェブアクセシビリティの実施】 【情報量を絞り込むなど、情報の受け手に配慮した情報発信のあり方の検討】 【各種計画やパブコメにおける概要版等の作成】 【全体庁議や地区懇談会などの概要、市長への手紙の公開】 【地区懇談会、市民トーク、部長職による市民との懇談、出前講座などの実施】						

まちづくり基本条例に基づく令和2年度以降の取組

関係条項	市民検討委員会の提言 (H28.8月)	取組の考え方 (H28.11月公表)	NO.	主管課	今後の取組方向と実施例 (■は取組方向、【 】内は実施例)	令和2年度の取組み		令和3年度の取組み予定
						取組み実績の具体的内容	取組み上の問題点・改善点	取組み予定の具体的内容
<ul style="list-style-type: none"> ・第15条 -総合計画 ・第16条 -財政運営 ・第17条 -行政評価 ・第18条 -組織機構 ・第19条 -行政手続 ・第20条 -個人情報保護 ・第21条 -出資団体等 ・第22条 -危機管理 ・第23条 -国等との関係 ・第24条 -条例の見直し 	現時点では、行政運営に関する各制度等に問題はありませんが、地球温暖化や国際化の進展など、地域の産業や経済活動、市民生活に影響を及ぼす可能性のある変化が生じていることから、引き続き、社会経済情勢を注視しながら行政運営を進める必要があります。	引き続き社会経済情勢を踏まえ、まちづくり基本条例に基づいて行政運営に取り組みます。	14	-	-			
	東日本大震災や熊本地震などの発生を機に、市民の防災・減災意識は高まっていますが、家屋の耐震診断や耐震改修などの具体的な対策を講じる市民が少ないことから、市は、さらなる啓発活動に努める必要があります。	防災意識の醸成に向けた啓発活動を継続して実施し、「減災」の考え方を基本に、より災害に強いまちづくりを進めます。	15	危機対策課	<ul style="list-style-type: none"> ■市民、市職員の危機管理意識や対応力の向上 【防災訓練や研修、講演会等の実施】 【地域における自主防災組織の育成支援】 ■危機管理体制の整備促進 【計画やマニュアル、資機材等の整備・充実】 【各行政機関や関係団体、企業、市民などとの連携強化】 【BCP(業務継続計画)の実効性向上に向けた訓練等の実施】 【旧耐震基準住宅の耐震診断や建替え等に対する支援】 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会や市民団体、民間企業などに対して防災出前講座を実施し、日頃からの災害対策の必要性などを呼びかけた。 ・防災セミナー・防災リーダー研修会、防災グッズ展を開催し、市民の防災意識・知識の向上を図った。 ・自主防災組織、個別計画作成協議会など、地域の防災力向上に資する組織の設立、育成の支援を進めた。 ・建築物耐震化に関する普及啓発活動や住宅の耐震診断・耐震改修等に対する補助等を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における防災活動の基盤となる町内会組織において、加入率の低下や会員の高齢化、役員の担い手不足等により、防災活動の展開が伸び悩んでいる。 ・災害時要援護者の支援体制について、個別計画作成協議会の設立促進など、組織的な体制整備を進める必要がある。 ・市民の防災に対する意識の啓発に引き続き取り組む必要がある。 ・災害時における円滑な支援の実施を目的として、防災協定締結事業者との連携を強化する必要がある。 ・建築物の耐震化促進に向け、改修費用等の負担感の軽減を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会等への防災の呼びかけを広め、防災出前講座や実動的な訓練への参加など、具体的な防災活動につなげていく。 ・自主防災組織や個別計画作成協議会の設立促進に向け、町内会等への支援を行う。 ・親子防災講座を通し、小中学生や保護者に防災の呼びかけを行うなど、幅広い世代への普及啓発を図る。 ・市職員向けの訓練を実施することにより、災害対応力の向上を図る。 ・防災に関する各種計画やマニュアルの実効性を高めるための見直しを適時行う。 ・防災訓練への参加や連絡系統の確認等を通じて、災害時における防災協定締結事業者との連携を強化する。 ・建築物の所有者に対し、耐震化への理解の促進や、旧耐震基準住宅の無料耐震簡易診断、住宅の耐震化などに対する補助制度の活用を促すとともに、引き続き耐震化を促進していくため、第3期帯広市耐震改修促進計画を策定する。
	社会経済情勢が変化する速度は高まっており、5年を超えない期間ごとに各条項などの適合状況等について検討する必要があります。なお、検討にあたっては、より効果的・効率的な手法を検討すべきと考えます。	より効果的・効率的な条例の適合状況等の検討方法について検討します。	16	企画課	<ul style="list-style-type: none"> ■効果的・効率的な条例の点検方法の検討 【次期の基本条例点検に向けた手法の検討】 	<ul style="list-style-type: none"> ・他都市の点検状況に関して情報収集を行った。 ・令和3年度に実施予定の条例点検の進め方について検討を行った。 	現状ではなし。	市において適合状況等の点検を実施し、その結果についてパブリックコメントによる市民意見聴取を行った上で検討結果を整理する。